

川口市告示第299号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年 4月 8日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域

川口市弥平四丁目3番13、3番14、3番15、3番16、3番17、3番18、14番1、14番15、15番、19番11、19番13、253番1の一部、253番8（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン  
1,2-ジクロロエチレン  
トリクロロエチレン  
六価クロム化合物  
シアン化合物  
鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物